

施策名	目標3-2大気生活環境の保全	担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 モビリティ環境対策課			
施策の概要	騒音・振動・悪臭の防止対策による大気生活環境の保全	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和7年	8月
達成すべき目標	騒音・振動・悪臭の発生防止により、良好な大気生活環境を保全する。	政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全			

施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等
----------------------------------	-------------------------------

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度		
1騒音に係る環境基準達成状況(%)	-	-	100	-	- 89.6	- 90.6	- 90.0	- -	- -	- -	- -	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の騒音の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。	△
2騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	-	-	100	-	- 94.6	- 94.9	- 95.0	- -	- -	- -	- -	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の自動車騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。	△
3航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100	-	- 87.9	- 88.3	- 87.0	- -	- -	- -	- -	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の航空機騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。	×
4新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100	-	- 55.5	- 55.6	- 50.0	- -	- -	- -	- -	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の新幹線騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。	×
5振動に係る全国の苦情件数(件)	-	-	-	-	- 4,207	- 4,449	- 4,267	- -	- -	- -	- -	振動に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の振動の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。	-
6悪臭に係る全国の苦情件数(件)	-	-	-	-	- 12,950	- 12,435	- 11,735	- -	- -	- -	- -	悪臭に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の悪臭の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。	-

